広陵町企業立地促進条例の改正について

改正理由

本町では、平成26年3月に企業立地促進条例(平成26年3月広陵町条例第16号)を制定し、当該条例に基づく奨励制度により企業誘致に取り組んでいます。社会経済情勢が大きく変化する中、今後、本町が県内における企業立地の優位性を確保し、箸尾準工業地域工場用地造成による企業立地をはじめとして、本町に進出する企業及び既存企業に対して新たな設備投資を促すことにより、産業の基盤強化、持続的な発展及び雇用機会の創出を図ることを目的として、企業ニーズを捉えた効果的な制度に見直すため、改正を行いました。

改正案の内容

企業立地奨励金の<mark>投資額、交付年数</mark>及び交付割合を変更し、投下固定資産の取得価格の合計額が5億円以上の事業者に対して奨励措置を拡大します。

現行

投資額	年数	1年目	2年目	3年目
	(年)	(%)	(%)	(%)
5千万円以上	3	100	75	50

企業立地奨励金の変更に伴う前提条件

指定区域…広陵町全域

適用条件…投資額5千万円以上、常用雇用者2人以上

緑地保全率10%以上

※土地については工事に着手する日前3年以内

に取得したものに限る。

変更後

投資額	年数 (年)	1年目 (%)	2年目 (%)	3年目 (%)	<u>4年目</u> (%)	<u>5年目</u> (%)	<u>6年目</u> (%)	<u>7年目</u> (%)
5億円未満	<u>3</u>	100	75	50	-	_	_	-
<u>5億円以上</u> 10億円未満	<u>5</u>	100	75	50	<u>50</u>	<u>50</u>	_	-
<u>10億円以上</u>	<u>7</u>	100	75	<u>75</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>

※3年目までは、土地、建物及び償却資産が対象 ←

→ ※4年目以降は<mark>償却資産</mark>のみ対象